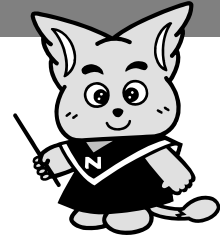


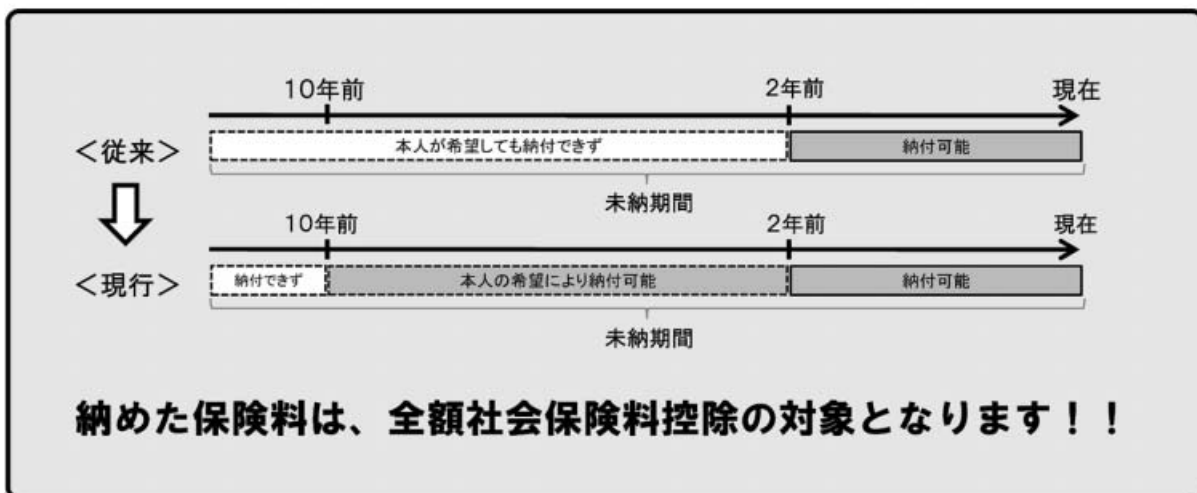
# 国民年金だより



## 国民年金保険料後納制度のお知らせ

年金制度が改正され国民年金保険料を納めることができる期間が延長されました。

過去10年以内に国民年金保険料の納め忘れの期間のある方は、申し込みにより、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、国民年金保険料を納めることができる期間が過去2年から10年に延長(「後納制度」といいます)されました。



### 後納制度のメリット

2年以上前の保険料を納めることにより、

- ① 将来受け取る年金額が増額！
- ② 年金の受給資格が得られる可能性があります！

### 対象となる方

① 20歳以上60歳未満の方 10年以内に納め忘れの期間(納付・免除以外)や未加入期間がある方	② 60歳以上65歳未満の方 ①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間がある方	③ 65歳以上の方 年金受給資格がなく任意加入中の方など
--	--	---------------------------------

対象となる方には、「国民年金保険料の納付可能期間延長のお知らせ」を平成24年8月から順に送付しております。

後納制度のご利用は、役場住民生活課またはお近くの年金事務所へお申し込みください。

※老齢基礎年金を受け取っている方は申し込みできません。

【お問い合わせ先】 役場住民生活課 ☎ 77 - 3613